

令和6年6月定例会 総務常任委員会記録

令和6年6月19日（水）

令和6年6月21日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和 6 年 6 月 19 日（水）	5 頁
令和 6 年 6 月 21 日（金）	77 頁

令和 6 年 6 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 19 日（水）	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第17号、議案甲第18号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 企業版ふるさと納税支援事業の導入について お試し住宅制度の今後のあり方について 都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査について 〔報告、質疑〕 総務部審査 議案乙第17号・第18号 〔説明、質疑〕 報告（出納室） 基金の運用について（国債等債権の購入） 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第17号、議案甲第19号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 3 号 〔協議〕 報告（市民協働課） ツァイツ市長訪問及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の概要について 報告（環境課） 鳥栖市と慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との「鳥栖市における脱炭素社会の実現に向けた取組に関する連

		携協定」について 〔説明、質疑〕 報告（税務課） 固定資産税・都市計画税の課税誤りについて 〔説明、質疑〕 総務常任委員会行政視察の件
第2日	6月21日（金）	自由討議 議案審査 議案乙第17号・第18号、議案甲第18号・第19号 〔総括、採決〕

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和 6 年 6 月 19 日付託]

議案乙第 17 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）〔可決〕

議案乙第 18 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）〔可決〕

議案甲第 18 号九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 19 号佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について〔可決〕

[令和 6 年 6 月 21 日 委員会議決]

2 陳 情

陳情第 3 号陳情書

3 報 告

企業版ふるさと納税支援事業の導入について（総合政策課）

お試し住宅制度の今後のあり方について（総合政策課）

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査について
（総合政策課）

基金の運用について（国債等債権の購入）（出納室）

ツァイツ市長訪問及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の概要について（市民協働課）

鳥栖市と慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との「鳥栖市における脱炭素社会の
実現に向けた取組に関する連携協定」について（環境課）

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて（税務課）

4 その他

なし

令和 6 年 6 月 19 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人
副委員長 伊藤克也
委員 森山林
委員 尼寺省悟
委員 江副康成
委員 永江ゆき
委員 松隈清之
委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介
総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介
総合政策課長補佐兼都市デザイン係長 中垣秀隆
政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣
駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範
政策部次長兼情報政策課長 山本英規
情報政策課DX推進係長 小森俊介

総務部長 小柳秀和
総務部次長兼総務課長 緒方守
総務課防災対策監 村上敏章
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介
総務課防災係長 前田良介
総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂

会計管理者兼出納室長 山津和也

出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳佳子

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課長補佐兼市民係長 下川有美

市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

税務課長 佐々木利博

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課管理収納係総務主査 田中美香

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第18号九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

企業版ふるさと納税支援事業の導入について

お試し住宅制度の今後のあり方について

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査に
ついて

〔報告、質疑〕

総務部審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報告（出納室）

基金の運用について（国債等債権の購入）

〔報告、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第19号佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

〔説明、質疑〕

報告（市民協働課、環境課、税務課）

ツァイツ市長訪問及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の概要について

鳥栖市と慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との「鳥栖市における脱炭素社
会の実現に向けた取組に関する連携協定」について

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

〔報告、質疑〕

陳情

陳情第3号陳情書

〔協議〕

総務常任委員会行政視察の件

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

午前10時47分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和6年6月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては乙議案2件、甲議案2件となっております。

また、陳情1件の送付を受けております。

審査日程につきましては、本日19日は政策部関係議案、総務部関係議案、市民環境部関係議案の順で審査を行い、その後陳情の協議を行いたいと思います。

明日20日は休会、21日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますよろしくお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

視察に関しましては、本日の委員会終了後までに、どこか御希望のところがあれば、私のほうに言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

もしないっていうことであれば、21日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決とすることについて確認をいただければと思います。

以上です。

中村直人委員長

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思います。

政策部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩



午前10時50分開会

中村直人委員長

再開いたします。



政策部

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は、配付いたしております総務常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料 2 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の内示に伴う補正、8億8,819万8,000円につきましては、主要事項説明書5ページ、6ページにも記載しております。

定額減税調整給付金給付事業、並びに物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業に対

する予算の内示に伴う補正でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

その下、デジタル基盤改革支援補助金9,265万円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

補助率は10分の10となっているところでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4情報管理費、節12委託料の9,265万円につきましては、委員会資料4ページをお願いいたします。

令和6年度6月補正予算主要事項説明書の3ページを抜粋したものでございます。

事業名自治体DX推進事業、基幹系情報システム標準化移行事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により、自治体情報システムの標準化・共通化を推進し、住民の利便性向上や業務の効率化を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、令和7年度までに、自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を達成するため、令和6年度よりシステム移行作業に着手するものでございます。

令和6年度移行作業に着手する対象システムといたしましては、標準化を指定されている20項目のうち、令和5年度から先行して作業を行っている国民健康保険、一部事務組合で業務を行っている介護保険、令和7年度からの作業を予定している生活保護を除く17項目としているところでございます。

以上、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

続きまして、報告第3号繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

資料の5ページをお願いいたします。

報告第3号、款8土木費、項4都市計画費、事業名鳥栖駅周辺整備事業につきましては、令和5年度に外部検討会を開催し、そこから頂いた意見を検討するために行うものでございますけれども、検討会自体が、当初予定していた工期を延長したことから、本事業も工期を延長する必要が生じたため、委託料として繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

御説明ありがとうございました。

自治体DXの件で。

本当、順調にシステム移行から今度の令和7年度までに、システムの標準化・共通化、進んでるなと思うんです。

鳥栖市は進んでるんですけども、他の自治体、全体的に国全体の中の進行状況で大体どんな感じなのかなと。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

申し訳ございません。他の自治体の進捗状況については、把握してないところでございます。

以上でございます。

**江副康成委員**

標準化でいろんなところが同じような形で進めて、初めていろいろとできることも増えてくるんだろうなと思ってたから聞いたんですけども。

ならば、令和7年度に鳥栖市が進んだ場合には、今のシステムの利便性、それと具体的にどういったところが変わってくるのかというのが一例でもいいから、教えてもらえるとありがたいです。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

今回の国が行っています標準化につきましては、これまで自治体でそれぞれハード、ソフト含めて準備する必要がございました。それをハード面については国のクラウドサービスを利用して、集中的にサーバーを管理することで、ハード面でのコスト削減が図れます。

ソフト面についても、それぞれ自治体で各ベンダーと契約していたシステムのソフトを、標準書に準拠した形で、先ほど言いましたガバメントクラウド上に管理することで、一元管理できますし、ベンダーのほうについても、それぞれの自治体でのシステム作業を行うことなく、集中されたシステムを改修することで改修そのものが可能になりますので、費用面とか人的負担の軽減が図られるものでございます。今後の標準化以降の取組についてはまだ、現在、移行作業を行っているところでございまして、具体的にお示しできないところでございます。

市民の利便性については、基本的に今のシステムを標準化に移しますんで、特段、市民の皆様にお不便をおかけすることがないよう、これも具体的にお示しできませんが、不便をおかけすることないよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**江副康成委員**

今まで法改正とかありますと、本市のシステムに合うようにベンダーに頼んでたものが、

国が包括でやると、一斉に同じものを使えるような状態になるということで、それまでの手間暇。

今は法改正に伴って地方自治体の職場が非常に疲弊っていうか、大変な思いをしてるところが、非常に問題になってると思うんです。

そういうところが改善されるというところが一つ大きいところなのかなと思うんですけれども。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

そのとおりでございます。

**江副康成委員**

この流れの中で直接関係するかどうか分かりませんが、今回の一般質問で牧瀬議員がGISを使ったプッシュボタンのやつ。手順を示しながらやっていたじゃないですか。

そういったところで、実際にシステム化してたくさんの人が使ってもらえるような、教えながらやってもらわないと、システムになじんでもらいながらせんといかんと私は思うんですけど。

今回のやつが直接じゃなくても基幹的なやつだからないとしても、全体のDXを進めるにおいて、市民に対してこういう新しいサービスが出来ましたので使ってください。こんな便利なものありますよと。

何かそういうようなプッシュを一議員がされてましたけれど、情報政策課としてどういうふうに考えてるのかなと確認ですけれども。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

一般質問の答弁でもお話ししてますけれども、周知はもちろんのこと、実際の使い方についてもやっぱり映像とか、あのような形で見られたほうがより分かりやすいと思いますので、そういった部分をできる限り映像での発信とか行いながら、そういった理解促進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**江副康成委員**

よくユーチューブとかで使い方をアップしていますけれども、短くて、そういったものはいくつか鳥栖市はこんなことができるようになりましたという表現で配置されて、見やすくしてもらいたいのかなと思いました。

以上です。

**松隈清之委員**

基本的には今までやってた仕事なので、市民に影響することはないと思うんですけど。そ

れぞれ共通したシステムになると、多分、画面とか変わってくると思うんですよ。今まで使ってた画面とか。

今年度から移行作業になるってことですけど、要は新しいシステムと旧システムの使い勝手とかっていうところは、結構多岐にわたるんですけど、その使い方とか今までと勝手が違うなみたいな、職員さんの感じるころはどういうふうに対応されるんですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

業務にもよりますけれども、基本的に画面が変わらないものもございますし、委員がおっしゃられるように大幅に画面が変わる業務もございます。

来年度にそういった操作研修期間を設けておりますので、そこで対応することといたしております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、移行って言われるけれども、順次そのガバメントクラウド上の作業になるっていうよりは、令和7年度までにするんで、令和8年度からある時期に一齐に切り替わるということですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

標準化のシステムにつきまして本市におきましては、令和7年11月の稼働を目途として委員がおっしゃられるように、11月に一齐に切り替わるところで今、作業を行っているところでございます。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

5ページの繰越明許費の件で私が昨年この内容を忘れたんで、その辺、どういった内容だったのかをもう一回確認をさせていただきたいのと、どのようにまとめられるのかなと思ってんですけど、スケジュール感とかはあるんですか。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

鳥栖駅東短期施策につきましては、昨年8月に委員会を発足させていただきまして、これまで本年の5月17日までに4回の検討会を開催しています。

その中で、駅東側の利便性の向上のために、どのようなことをお考えですかというように広く、平たく、意見を頂くために地域の代表者の方とか、スポーツクラブからの代表の方とかで構成して御意見を頂いています。

今まで頂いた意見を総括しますと、駅東側をいかにして開けるかっていう案の中に、鳥栖駅構内の地下通路を活用した案だとか、今の虹の橋を活用してホームに降ろす案だとか、複

数案を頂いておりまして、それについて、今後は、去年頂いた検討会の案につきましては、全体の取りまとめを行いたいと思ってますし、その後につきましては、J Rさんをはじめ、実務者での協議、実際に頂いた意見が技術的に可能なのか、金額的にはどのような金額になるのかというのを改めて検証していくことになります。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

先月、勉強会を開催していただきましたので、その辺の内容については御説明をいただいて、理解したつもりなんです。

検討会が、若干スケジュールが延びたということで、今回、ちょっと伸びてるのかなというふうに思うんですが。

検討会のまとめ方ですね。この間説明をいただいたのも、それなりにまとめていただいて、報告を頂いたと思うんですが、それをさらにどのようにまとめられていくのか教えていただきたいんですが。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

この検討会については、何か一定の方向性を決めるものではなくて、皆様から一旦意見を頂くっていう場にしております。まとめといたしますか、頂いた意見をそのまま、いわゆるその取りまとめを行うところまででございまして、そこから出た意見を基に今後検討していくということになります。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

これまでも説明を頂いたんで、その後、今の説明をより一層、細かくまとめたものを公表するようなことで受け取っていいですか。

#### **松雪努政策部長**

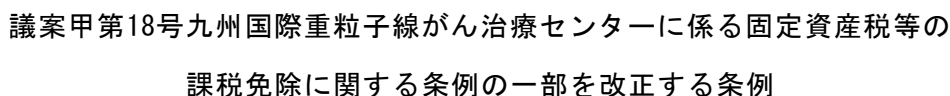
この間御説明して、4回終わりましたということで資料もそれぞれ差し上げて、項目ごとにそれぞれの意見を取りまとめたっていうのが、この繰越し分でございます。

費用的には当初予算でいただいて、議決頂いた予算もございまして、今度は、令和6年度の予算を使って、先ほど向井が言いましたように、より本当に構造的に大丈夫なのかっていうようなものに移行していくということです。

この繰越し分については、一旦もうこれで終わりというような、この間、勉強会で御説明したところで終わりでございます。

#### **中村直人委員長**

それでは、質疑を終わります。



次に、議案甲第18号九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

では執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました、議案甲第18号九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の理由といたしましては、九州国際重粒子線がん治療センターは、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団及び九州重粒子線施設管理株式会社により運営されておりましたが、令和4年3月31日に、経営の効率化を図るため、財団と管理会社が統合し、管理会社が解散しており、運営体制の変更に伴い、条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例第２条の九州重粒子線施設管理株式会社を削除するもので、申し訳ございませんが、見落としておりましたため、今回改正を行うものでございます。

以上、御説明いたします。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

見落としておりましたっていうのは、どういう意味ですか。

九州重粒子線施設管理株式会社につきましては、令和４年３月31日をもって、解散をされております。本来であれば、その直後に条例改正を行うべきものでございました。

以上でございます。

このSPC解散するという話は、事前に連絡とかあったんですか。

## 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

以前からお話はいただいております、令和3年の12月議会で説明をいたしましたところです。

松隈清之委員

その時の記憶が曖昧ですけど、効率化——もともと、このSPCつくったほうがいいだろうってことでSPCつくられたんですよね、特別目的会社で。

この運営、どうなのでしょう。10年たたないぐらいで、このほうが効率的ってなった理由って何か聞いてるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当初、このＳＰＣの設立の目的といたしましては、資金収集のしやすさなどにあったと聞いておるところでございますが、財団のほうでの資金収集活動に一定のめどが立ったということで、解散をされたと聞いております。

中村直人委員長

質疑を終わります。



## 報告（総合政策課）

## 企業版ふるさと納税支援事業の導入について

お試し住宅制度の今後のあり方について

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査について

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料につきましては、タブレットに送信いたします。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは議案外報告といたしまして、企業版ふるさと納税支援事業の導入について、お試し住宅制度の今後の在り方について、都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウディング型市場調査についての３点を一括して御報告いたします。

議案外資料の２ページ目をお願いいたします。

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけら

れる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで、寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業負担が約1割まで圧縮されることとなっております。

鳥栖市では、平成29年度から令和元年度にかけまして、スタジアムリニューアルによる魅力向上プロジェクトとして、株式会社C y g a m e s から、合計約7億円の寄附を受けましたが、令和2年度から令和5年度までの寄附合計は5件で約200万円となっております。

市公式ホームページで、企業版ふるさと納税の広報に努めておりますが、企業への効果的なPRにつながっていないこと。また、企業に対する職員のPR活動に割ける時間に限界があることが課題となっております。

資料中ほどの企業版ふるさと納税支援事業についてを御覧ください。

企業版ふるさと納税支援事業は、図の中の①、②、③のとおり、企業版ふるさと納税支援事業者が仲介役となって、市が取り組む地方創生プロジェクトに賛同する企業と、市をマッチングする事業でございます。

本事業に係る経費は、企業から寄附があった場合にのみ発生する完全成功報酬型で行うことを想定しており、企業からの寄附が成立するごとに、所要額を補正予算に計上したいと考えております。

なお、本事業の導入時期につきましては、公募型プロポーザル方式による事業者選定後、今年度内の導入を想定しております。

続きまして、お試し住宅制度の今後のあり方について御報告いたします。

資料の3ページ目を御覧ください。

お試し住宅は、鳥栖市が移住先として選ばれる確率を高め、さらなる定住人口の獲得につなげることを目的に、移住検討者が本市への移住を事前に体験できる機会を提供し、本市の都市的利便性と豊かな自然環境の両方を享受できる施設として、平成30年度から利用を開始し令和5年度まで、26組71人に御利用いただいております。

お試し住宅の利用実績及び利用日数は、資料の中ほどの表のとおりでございまして、年間最大8組、約90日の利用日数となっております。

このお試し住宅御利用時に排出されました生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理をいたしております。

合併処理浄化槽内では、微生物が浄化処理をし、汚泥は槽内に沈殿し、処理水は放流される構造となっており、民家のように常時生活雑排水が槽内に流入することが微生物にとって好ましい環境とされております。

しかしながら、お試し住宅は民家と違い、御利用がない間は、槽内に生活雑排水の流入が

ないため、合併処理浄化槽内の微生物が活発に働きにくい環境になっていること。

また、合併処理浄化槽の定期点検を委託している業者から、長期間施設の利用がないため、槽内の水位が下がっているとの報告があるなど、処理水の水質を適正に保つために必要な定期的な施設利用とお試し住宅の利用実態がそぐわない状態となっております。

このことから、日常的な利用が見込めない、お試し住宅としての用途では合併処理浄化槽を適正に維持管理していくことが困難であるため、お試し住宅としての利用を停止し、今後、施設の新たな活用方法について検討いたしたいと考えております。

続きまして、都市広場西側におけるオフィススペース創出を目的としたサウンディング型市場調査について御報告いたします。

資料の４ページ目を御覧ください。

サウンディング型市場調査とは、市有地などの有効な活用方法の検討に当たり、様々なノウハウを持つ民間事業者から広く意見や提案を求め、事業の構想段階で、民間事業者との対話を通しまして、市場性や公募条件などを把握する調査でございます。

今回の調査対象地であります都市広場西側は本市の中心市街地に近接する抜群の立地環境にあり、活用方法によりましては、さらなる活性化が大いに期待できるものと考えております。

なお、サウンディングを通じまして、民間事業者から市場ニーズや都市広場西側のポテンシャルなどの把握及びオフィス需要を中心とした土地利用のアイデアを収集するとともに、今後、事業の実施を検討する際の参考資料にすることとしております。

具体的な調査対象地につきましては、資料中ほどの地図にある対象エリアの部分でございまして、サンメッセ鳥栖西側約3,500平方メートルの土地でございます。

この土地を活用することにより、鳥栖駅東側に人流を促すとともに、市内で不足しておりますオフィススペースを創出し、クリエイティブ産業などの受皿を確保するための策を検討したいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、現在、実施要領の配付や質問の受付などを行っており、７月にサウンディング参加申込みを受付、提案書の受付、個別対応の実施を経まして、８月下旬に調査結果の概要を公表する予定といたしております。

以上、議案外報告の御説明を終わります。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、委員のほうから何か確認したいことなどがありましたらお受けいたしたいと思います。

**池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

最後のサウンディング型市場調査の件ですけれども、これ対象エリアが地図で囲ってもらって、サンメッセ鳥栖の横のところ。今までいろんな方が、一般質問の中で活用したほうがいいんじゃないかってずっと言われてる中で、その時答弁では、駅の在り方がどうなるか分からんけん、手をつけられないとかいうニュアンスの御答弁をされてなかったですか。

**松雪努政策部長**

答弁をしていた部分は、このエリアのもうちょっと西側の鉄道高架用地としているところの部分でございます。

以上です。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

これは私の勘違いで確認ですけれども、今回、僕が一般質問した中でも、東側の活性化っていうところでいろんなアンケート調査を取った中で、市民の皆さん、駅利用者の皆さんから欲しがってらっしゃる部分っていうのがあって、その部分で活性化をしてほしいと思うんですけれども、サンメッセもそうです。

このエリアはそういう基本的には、駅の在り方が今後どうなるかに、場所的には基本影響しないだろうっていう部分で開発はできるっていうことでいいんですよね。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

長期的に駅の今後の在り方等に関しまして、まだ不透明な部分があることは十分承知しているところでございます。

ということもございまして、当該用地につきましては、事業用定期借地権を設定し、期間を限定した形での活用策の検討をまずは行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

**永江ゆき委員**

お試し住宅の件でお伺いしたいと思います。

これから検討されるということですけど、誰がどのように検討して、決まっていくのか教えてもらえますか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

まず庁内協議を通じまして、今後の活用策についての可能性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

**永江ゆき委員**

最終的に売却とか、そういうのも考えてありますか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現時点では様々な可能性があるものと考えております。

**永江ゆき委員**

分かりました。

ありがとうございます。

**中村直人委員長**

他にございませんか。

**尼寺省悟委員**

お試し住宅の事業そのものを止めるということではないですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

まずはお試し住宅事業の一旦停止ということで考えております。

**尼寺省悟委員**

お試し住宅は、民家と違い長期間にわたり施設を利用しない時期があるからと書いてあるけど、こうしたことは最初の段階で想定できなかったわけ。想定できたと思うけど。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お試し住宅が、尼寺議員がおっしゃるように、常時日常的に使用する施設でないことは、当初から想定していたところでございますが。そのことと合併浄化槽との因果関係といいましか、関係性についてまでは、思い至っておりませんでした。

**尼寺省悟委員**

合併浄化槽が、そういった問題があるというところまでは分からなかったと。

やってみて分かったということですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

おっしゃるとおりでございます。

**中村直人委員長**

ほかにごございませんか。

**江副康成委員**

まずお試し住宅の件でお伺いしたいんですが、この利用してきた方がどういう生活をされてきたのか。

お試し住宅のところで仕事してなのか、あるいはそこからどこか働きに行かれてたのか、その点どうなんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今までの利用された方の傾向といたしましては、比較的遠距離の方が多かったように思います。ということで、ここから通勤された方はいらっしゃらなかったと思います。

そのうち、リモートで仕事された方は、若干名ですがいらっしゃったと記憶しております。

以上でございます。

**江副康成委員**

前段の遠距離で、どのときに――宿泊でホテル代わりに使ってたということですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お試し住宅制度につきましては、ここで一定期間生活することによって、鳥栖市における生活を体験していただくことを目的とした施設でございます。

以上でございます。

**江副康成委員**

その場合、初めから疑問に思ってたんですけれども、何で河内町のあの場所になったんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

本市がお試し住宅制度の採用を検討してる段階におきまして、都合よくといいますか、タイミングよく入手ができた物件であることと、市内中心地の利便性と鳥栖市の中山間地における自然豊かな環境との双方を体感できる場所として、好立地であると判断したことによります。

以上でございます。

**江副康成委員**

その辺りが、結果的に……、私もそのときに思ってたわけじゃないですけど、ミスマッチングだったんだろうなと思ってるんですよ。

というのは、「いいいじゅー!!」ってNHKでよくやってるんですよ。見られたことありませんか。

都会に生活してた方が田舎で生活して、例えば山の仕事とか、あるいはそこで山菜作ったりとか、そういうところで何かお店開いたりとかやって。

反対にいうと山の河内町のこの文化というか、活力を上げるために、そこにもう俺住むぞという勢いで来られるというようなところの話ですよ。

それでうまく地域が回ってると。であれば、その短期間じゃなくて、例えば3年とか、も

う本当に気に入られたら家を持たればいいわけですし。

何かそういうところの制度設計が、非常に中途半端じゃないけど、私は気がしまして、ぜひ今後検討の中には、考えていただきたいし、「いいいじゅー!!」ってNHKでやってましたんで、一度良かったら見てください。結構、人気番組といたしますか、影響力ありますから。

次の話で、サウンディングの話あったじゃないですか。34ヘクタールの基里のあれもサウンディングでやりまして、いい御意見っていうか、経験等、ノウハウ等、いろんな持たれた方からアイデアを頂いて、ありがたいなと思うし、今回もまた恐らく来ていただけるんだろうなと思うけど、その所のアイデアの著作権というか、当然、皆さんアイデアを出すときには、そこで事業をやりたいなと思って出すわけだからですよ。

それも結局外れてくると、だんだん応募も少なくなってくるだろうなと思うけれども、既に頂いたところは今後の鳥栖市のまちづくりに対して、使えるのか使えないのか、そういったところの著作権といたしますか、サウンディングそのもののそういった所はどうなっているのか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

サウンディング型調査に関しましては、それに対する見返りといいますか、対価というのは発生しないところでございますので、頂いたアイデアにつきましても、その後の本市のまちづくりに活用するアイデアになっていくものと考えております。

#### **江副康成委員**

ということは、頂いた意見は、庁内で共有して、自分たちの糧にして使っていくものということ的前提にアイデアを出してもらうという御了解をいただいてということによろしいですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

そのとおりでございます。

#### **池田利幸委員**

お試し住宅ですけど、今回停止するっていう御判断をされたって、合併浄化槽の件もあるんでしょうけれども、これ実際に利用された方って、鳥栖市に移住を決定されて移住されたとか、使われた方にアンケート調査はもちろんされるんでしょうから。今後、余生というか、老後はここで住みたいとか、そういうふうな意見があったのか。

あったのであれば、場所を変えてほかの場所でもやるとかいう検討もあっていいと思うんですけど、今、停止されたってことは、効果がなかったって判断を鳥栖市としてされたのかになっていう部分だけちょっとお伺いできれば。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お試し住宅を利用された方につきましては、利用期間中にも聞き取りを行うとともに、利用後のアンケート調査も実施しているところでございます。

そうした中で、お試し住宅の利用者におかれましては、おおむね好評な評価をいただいているところでございまして、移住先を検討される中で、鳥栖市が有効な候補地となったというようなお声を頂いているところでございますが、その後の移住に結びついたかまでにつきましては、具体的に把握できてるっていうところまではなかったと思っております。

ですので、お試し住宅自体の事業に関しましては、評価しているところでございますけれども、本市をはじめとして、数多くの自治体でお試し住宅制度が全国的に定着をしていく中で、お試し住宅制度は利用料は無料でございますので、うまくすると旅行の際のホテル利用ができるんじゃないかっていうようなことで、ホテル的に使いたいというニーズも問合せの中では増えてきたように思います。

問合せをいただく中で、旅行目的だなという方につきましては、制度の趣旨を御説明し、御理解をいただいて、取り下げてもらったりということもしてるところでございしますが、申込みの段階で、移住を検討されてる方なのか、旅行目的の方なのかっていうことが、だんだんと見分けが難しくなっているところも感じておりますので、お試し住宅制度自体の制度の限界といたしますか、そういったところも、実施してる自治体同士の意見交換の中でも、出てきてるところかなと思っております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ということは、場所を変えて鳥栖市としてやってみようっていうところは今のところはなっていうことでよろしいんですね。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

抜本的な制度の見直しを行わない限りは、ただいま申し上げましたような旅行利用というようなものが想定されますので、場所を変えてお試し住宅事業を継続していくことは、現時点では難しいのかなという想定をしているところでございます。

以上でございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **永江ゆき委員**

同じところですけど、コンセプトって何だったんですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

当該地でお試し住宅を実施するに当たりましては、都会と田舎のいいところ取りができる場

所と、本市の売りといいますか、特性をよく表現できる場所かなと思って当該地のコンセプトとしたところがございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

そうしたら、都会と田舎のいいところ取りみたいなのところってというのは、どこで感じてもらえると思われましたか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

河内ダム周辺の自然を体感していただくとともに、車で10分走るとプレミアムアウトレットに行ける。鳥栖駅に15分で行けるっていった利便性を訴求してまいりたいと思っていたところがございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

長い期間でどれぐらいまで住めるんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

最長で7泊8日でございます。

**永江ゆき委員**

7泊8日で仕事はそこでされるんですか。

住んでて、そこではいろんな体験とかもされるんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

何か体験する機会をこちらから準備するということではございませんが、7泊8日の期間中に当地における生活を体験していただくということでございます。

**永江ゆき委員**

そうしたら次を検討されると思いますけど。

その検討される中で何をコンセプトに考えられるかっていうのはありますか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現時点におきましては、まだそこまで思い立っておりません。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**伊藤克也委員**

サウンディング調査についても既に、実施要領の配付と質問の受付はもう、1か月ぐらい経っているんですが、その辺の反応を聞かせていただければと思います。

**小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

問合せを2件いただいておりますが、質問につきましては、今のところまだゼロ件でございます。

以上です。

**伊藤克也委員**

分かりました。

広報が不足しているのかなと思いますが、もう少し積極的な応募があるといいなというふうに期待をしております。

それともう一点、企業版ふるさと納税ですが、支援事業者は、プロポーザルで決定されるということですね。

これって1者のみを選定されるんですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

まずは1者を選定したいと考えております。といいますのも、仮に複数者、提案事業者を選定した場合に、どの事業者の成果といいますか、まず、特定の会社から寄附の申出をいただいたときに、どの事業者の働きかけにより成立した寄附になるのかといったようなところの見分けが難しくなる部分もあろうかと思っておりますので、まずは1者を選定したいと思っております。

ちなみにでございますが、当然、本市の商工観光課などで今までお付き合いのある企業等への働きかけは従来どおり行ってまいるところでございます。そういった本市が直接行う営業活動といいますか。寄附のお願いの活動と見分けるといいますか、区分をするために、選定された事業者とは、訪問する企業を明示的に区分することなども仕組みとして盛り込まれているところでございます。

鳥栖市にお付き合いのある事業者さんは、仲介事業者は訪問しないとかです。

**伊藤克也委員**

まずは1者ということでそこは理解はするんですが、個人的には、支援事業者が御理解をいただければ、複数あっても私はいいのかなと思うんですよ。

そうしたほうがより幅広く、いろんな企業に声かけをしていただけるんじゃないかなと思うんです。

ですので、取りあえず1者でスタートをしてもらって、今後は複数者という考え方もいいのかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

おっしゃるとおりだと思いますので、企業からの寄附につながるよう取組を検討してまいりたいと思います。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

**池田利幸委員**

普通のふるさと納税のほうは、総務課がもともと担当していた分を商工観光課のほうに移したじゃないですか。これは企業版にしてもさっき課長の答弁であったように、もともと企業と付き合いがある商工観光課のほうで、当たってる部分もありますとかいう部分であったら、一緒にでは駄目だったのかなって。

切り分けをして、総合政策課で持つ意味合いってというのはどういうことになりますか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

企業版ふるさと納税に関しましては、いわゆる営業の部分については商工観光課が有効なところはあるかなと思っておりませんが、頂いた寄附の取扱いといいますか、地方創生に資する取組に充当するということから考えますと、全庁的にわたるため、企業版ふるさと納税に関しましては、総合政策課において所掌することのメリットがあるのかなと思ってるところでございます。

**中村直人委員長**

ほかにありますか。

**江副康成委員**

お試し制度の件で、26組71人が利用されたんですか。

定住された方は、何組ぐらいあるんですか。

**小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

定住につながりましたのは1組確認いたしております。

**江副康成委員**

当然、鳥栖のどこかに家を建てられたり、あるいはアパート借りたり。あるいはマンション購入されたり、そういうことですね。

**小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

そのとおりでございます。

**江副康成委員**

河内町のあそこのロケーションがよくて、あの近くに住まれているというわけじゃないんですか。

**小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

周辺というわけではなさそうでございます。

**江副康成委員**

分かりました。

もう一つ、企業版ふるさと納税で、市内に本社を置く企業は対象外ということで、事業所とかあるところはオーケーということによろしいんですね。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

そのとおりでございます。

**江副康成委員**

今は、それこそゼロカーボンの関係でパナソニックさんとか、慶応大学関連とか、いろんなところが地方創生、鳥栖市のために一肌脱いでやろうという形で、お力を頂くというところで、ぜひ——これを使うかどうかは別として、ふるさと寄附金。寄附してでも事業を進めてやろうというような、何かそういうふうな形にぜひ持ってってもらいたいなという希望でございます。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

順番に聞きたいんですけど、企業版ふるさと納税、この支援事業者っていうのは、多分その実績があると思うんですよ。

具体的にここに頼もうって思うきっかけって何かあったんですか。こういう事業者に頼もうっていう。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

こういった仲介事業をされる業者の方というのは複数者いらっしゃるようでございますが、主に銀行系の会社が多いようでございまして、それぞれ銀行系列のお付き合いのある企業回りをされる際に、ついでにといいいますか、一緒に営業することが可能という利点があるようでございます。

本市が全く接点のない企業に対しましても、そういった面から、鳥栖市のPRをしていただくことができるということが期待されますことから、当該事業に取り組むことによって本市が手が届かない企業さんからの寄附が期待できるようなところかなというところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

そもそもこの企業版ふるさと納税をする企業は何のためにするんですか。どういうメリットがあるのか。

寄附とかということは、どこでもいいわけじゃないですか、極論すると。

先ほど何の縁もないって言われるのであれば、縁があるところは、こっちから商工観光課でアクション取れるわけですよ。

例えば、本社は別だけど、こっちに支社があるとか工場があるとかっていうところはこっちからもうねらい撃ちしてアクションできるわけじゃないですか。

何の縁もないような企業が、鳥栖市に寄附をする何らかのメリットってあるんですか。

#### 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確定的なことを申し上げるのは難しいところかと思いますが、本市の事業計画に賛同され、それをきっかけとして新たに本市と事業者さんとの間のコネクションにつながることなどが、もしかすると、先方が期待されるメリットの一つかとは思いますが。

#### 松隈清之委員

寄附する側の企業のメリットは、鳥栖市とつながりたいということであれば、別にこういう支援事業者がいなくても鳥栖市に寄附しますって言えばいいだけでしょう。

向こうにその意思があるのであれば、支援業者いらないんですよ。

向こうが直接言えばいいだけだから、いつでもできるわけだから、要は、個人のふるさと寄附金もそうですけど、何か動機があるわけじゃないですか。

ここの返礼品がいいとか、特に個人版なんていうのはもうどこでも全国選べますよね、ふるさとに関係なく。

ただ、今の制度の中では、要は、納税の控除ができるから寄附する側の何らかのメリットがあって寄附してるわけですよ。

多分、企業版も、さっき言ったように、こっちに縁があるところは、お世話になってるんで、お願いされたら。

要は、実質負担1割だから、その分寄附してくれましたということをPRしてくれるのであれば、それはそれなりのメリットあるねっていうことで、多分企業側のメリットもゼロではないと思うんです。

そういうところは、それはそれで理解ができるんだけど、そうじゃないところが、支援業者から声かければしましうねっていう。何かメリットってあるのかって。

これ、ほかのところも調べてほしいんですけども、どういうところがどういう意図を持って寄附をしているのかっていうことを全国的な傾向とかも含めて知らないと、アプローチ出来ないと思うんですよ。

とにかくここに振ったときや何か探してくれるだろうと思っても——成功報酬だから、お金は結果が出なければ発生しないかもしれないですけど。

何か見つけてくれるだろうって思ってたら、多分見つからないと思うし、こう書いてあり

ますけれども、鳥栖市の地方創生プロジェクトに賛同してとか、そんなこと絶対ないと思うんですよ。

だからどこだってやってるんですよ。どこの町だって市だってやってるんですよ。鳥栖市さんのこれはすごいなんてないでしょう。

寄附してもらいたいんだったら寄附する人の気持ち、企業の気持ちとかっていうのを理解しないと多分集まらないと思うんですけど。

把握されてますか、そういうところを分析したりとか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

市が活用したい、そしてセールスシートに掲載する事業がそもそも魅力的である必要があるというふうには言われておりますので。

本市が取り組むに当たりましては、セールスシートに掲載する事業をまずは魅力的なものにしていく必要があると思っておりますし、本市が、ホームページ等を通じてPRすることよりも訴求力は上がると思いますので、より様々な企業の目に触れるよう、また、魅力ある事業の検討に努めていく必要があるのかなと思ってるところでございます。

#### **松隈清之委員**

それは結構大事だと思うんですね。

要は、全国的に取り上げられるような取組、そこに寄附しますっていうとセットで取り上げられるわけじゃないですか。

だから企業としても、PRする機会って出てくると思うんですけど。

これはどこにでもありそうだなみたいな、寄附したところで取り立てて何か取り上げられるようなことでなければ、鳥栖に縁のないところにとっては何もメリットないですよ。

だからこういう支援業者に頼んだところで、何か鳥栖市のプロジェクトを紹介されても、聞き流すぐらいにしかない可能性もある。

それだったら、先ほど伊藤副委員長が言われたように、もっと数を増やしたらいいですよ。

先ほど、どこからの申出なのかって、支援業者にしか寄附の申出しないんだから。何社あったってどっからの寄附かは絶対分かるんですよ。

寄附の申込みは支援業者にしかないんだからってことでしょう。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

寄附の申出につきましては、支援業者経由で行われる場合もありますし、直接、当該自治体に行われる場合もあるということでございます。

#### **松隈清之委員**

それは、考えられるとしたら、支援業者がアプローチしたにもかかわらず、支援業者じゃ

なくて鳥栖市に直接寄附の申出が出るっていうケースってことですか。

#### 田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

様々なケースが想定されるかと思いますが、どういう事情かそこまでは把握しておりませんが、支援業者を返さず当該市に寄附の申出がある例もあるというふうな説明は受けております。

#### 松隈清之委員

それはもう支援業者の手柄じゃないですよ。そういうケースは。

そのアプローチがあってから寄附しようというアクションにつながらない。それがあつたとしてもですよ。

声かけられたけど、それはそれほど意識に残ってなくて、自主的な意思で鳥栖市に寄附したいと思って申出があつたっていうケースはそれは別に支援事業者の何の手柄にもならないわけだから、それはそれで別に構わないと思うんですよ。

要は、先ほど言われたようにここの支援事業者が1者である必要全くないと思うんです。

銀行だったらそれこそ、メインの銀行なんかっていうのは、違うところいっぱいあるんで。銀行系なら同じ銀行系でもいろいろあつたほうが、恐らくそうすると、でかい銀行じゃなくて多分ローカルな銀行だと思うんです。地銀だと思うんですよ。

この辺でいうと……、ただ複数の地銀系の支援事業者と契約結んだって全く構わないと思うんで、それは検討していただきたいと思って、これ終わります。

それで、お試し住宅で1件実績があつたっていうことですよ。

そもそも何でやるかに戻るんですけど、例えば、鳥栖に住みたい人があんまりいない、転出がすごく多い。

だから鳥栖の魅力をもっと知ってもらわなければいけないのでこういう事業をやりましょう。やり方は別として、そういう事業やりましょうということならいいんだけど、今そういう状況ですか。鳥栖を知ってもらわないと鳥栖市には住まないとかという。それであれば、それなりに住宅需要もあつて流入も今でもある程度あると思ってるわけですよ。

そうじゃないとすると、先ほど江副委員が言われたように、例えば、本当に山の中でもいいから、リモートで仕事できるんだみたいなという人ぐらいじゃないと、こういう立地で募集しようと思ったらそういう人にしかならんと、そもそもですよ。

ただ、鳥栖に移住してほしいっていうだけだったら、今でも結構来てあるわけじゃないですか。

むしろ家がないっていうほうが大きいですよ。住もうと思っても。

例えば、河内の人たちが、あそこにまだ空き家があると、もっとこの河内の山に住んでほ

しい。

ここを気に入って住んでくれる人を増やしたいのであれば、僕はここはお金かけてでも活用したっていいと思うんですよ。

そういうリモートで仕事ができる人が、自然も豊かだし、言われたように足を延ばせば町なかにもすぐ行けると、アクセスもいいと。

そういう、結構特化した人を募集するのであれば、少々お金がかかってでも、そうやってもいいのかもしれないけど。

ただ単に鳥栖に住んでほしいという動機だけだったら、手法としては必ずしもこれは適切だとは思えないので、それは今後の検討にしていきたいと思います。

それとサウンディングで、先ほど長期定期借地権に25年って言いましたっけ、何年で言いましたか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現在の最長が30年でございますので、そういったところも視野に検討したいと思っております。

#### **松隈清之委員**

どういうイメージで、オフィススペースをイメージされてるのかも分からないですけども、ある程度高度化するイメージだと思うんです、立地からしたら少なくとも5階以上の建物ってなると、恐らく鉄骨なのか、RCなのか。そうなるとやっぱり、もちろん定借でもいいんですけど、確実にそれで返せって言われると、資本投下するのは結構リスクありますよね。だから、あんまりそこにこだわるのもなっていう気はしますよ。

もともとこれ、鉄道高架になったところで、直接、高架用地に入っていないところなので、あんまりその定借にこだわって、そのリスクを取らないというか、そういうところに負担をかけるよりは、そこにこだわらないほうがいいような気はいたします。

御意見だけ申し上げておきます。

終わります。

#### **江副康成委員**

さっき伊藤副委員長からのふるさと納税支援事業者では、その話のやり取りの中で、どこからの紹介か分かんなくなったというようなことも言われたけど、我々に見せてもらってるこの説明書の中に、下の概要のなお書きで、事業化に係る経費は、企業からの寄附があった場合にのみ発生する安全成功報酬型で行いたいということで、もうその時点でどこからの寄附って分かるんじゃないかなと、2つあったとしてもですよ。

ここお金かかりました、私が紹介したんですよというところで、お互いやられるでしょう

私も積極的に幅広く引き込むためには、一つにかける必要はないだろうなと思います。  
以上です。

制度の中身の理解を深めまして、なるべく可能性が上がるよう業者選定に努めてまいりたいと考えております。

〔発言する者なし〕

暫時休憩いたします。



再開いたします。



これより、総務部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

資料については、タブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、報告第2号及び議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

説明につきましては、総務常任委員会資料により行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、2ページ目をお願いいたします。

令和6年度6月補正予算概要といたしまして、歳入について説明をいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、児童手当拡充に伴うシステムの改修に対する、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

続きまして、目7消防費国庫補助金、節1消防費国庫補助金につきましては、消防団の力向上モデル事業費補助金になります。

主要事項については6ページになります。

#### **古賀庸介財政課長**

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため、1億4,848万8,000円の繰入れを行うものです。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページに記載しておりますが、財政調整基金の令和6年度6月補正後現在高は、約33億9,200万円となる予定でございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、田代外町防災会が一般社団法人自治総合センターの補助採択を受けたため、コミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、説明資料3ページ目をお願いいたします。

款23市債、項1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料 3 ページから 6 ページ目と併せて御覧ください。

まず、目 4 農林水産業債、節 1 農業債 60 万円につきましては、老朽化した農業用水路の改修に伴うものでございます。

目 5 土木債、節 1 道路橋梁債 6,780 万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、節 2 河川債 500 万円につきましては、河川改修の測量設計に伴うものでございます。

次に、節 3 都市計画債 830 万円の減額につきましても、公園整備事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、節 4 住宅債 590 万円につきましては、公営住宅改善事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、歳出を説明させていただきます。

4 ページ目をお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料につきましては、児童手当拡充に対応するためのシステム改修委託料でございます。

続きまして、款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費につきましては、訓練用の水消火器の購入、キッズ消防団員の任命時等に使用いたします子供用のはつぴを購入する被服費でございます。

続きまして、目 3 消防施設費につきましては、消防ホースや消防用資機材の購入を行うものでございます。

続きまして、目 4 防災費、節 18 負担金、補助金及び交付金でございますが、歳入のほうでもお話ししましたように、一般社団法人自治総合センターから受け入れた助成金を補助するものでございます。

以上で、議案乙第 17 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）、総務部関係についての説明を終わります。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

次に、報告第 2 号継続費繰越計算書について御説明をいたします。

総務常任委員会資料の 5 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、市役所敷地の外構等工事でございます。令和 5 年度は 1 億 8,730 万円を予算計上し、1 億 8,400 万円を支出しておりますので、残額の 330 万円を令和 6 年度へ繰り越すものでございます。

報告第2号繰越計算書については以上でございます。

次に口頭になりますけれども、外構等工事の進捗状況について御報告をさせていただきます。

庁舎東側に仮駐車場を整備するため、現在路盤工事を行っているところでございます。

路盤工事が完了いたしましたら、一部はアスファルト舗装を行いまして、仮駐車場の使用を開始。

その後庁舎敷地南側の外構工事を行う計画でございます。

仮駐車場の使用開始時期につきましては、天候の影響を受けて変わる可能性もございますけれども、現在のところは7月下旬頃を予定をしているところでございます。

仮駐車場への出入りにつきましては、市役所敷地北側の市道からとなります。

外構等工事の進捗状況については、以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

続きまして、議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、総務部関係について説明をいたします。

説明は、同じく配付しております総務常任委員会資料及び参考資料により行うこととしますので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

令和6年度6月追加補正予算概要として、歳入について説明をいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため、750万円の繰入れを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページに記載しておりますが、財政調整基金の令和6年度6月追加補正後現在高につきましては、約33億8,400万円となる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **中村直人総務常任委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

説明書の6ページ、消防団の力向上モデル事業の部分ですけれども、事業内容の一番下ですけど、自主防災組織と連携した幅広い年齢層が参加しやすい防災訓練の実施っていうふうに、ここに書かれてると思います。

市民の皆さんに防災意識を持ってもらうことって本当大事だなと思ってるんですけど。自主防災組織と連携したっていう部分、これはどういうふうなことをされるのかなっていうこ

とと、自主防災組織の組織率はまだ100%じゃないはずですよね。結構大きな地域のところでも、自主防災組織がないところありますよね。

そういうところにはどういうことを考えたい、そういうところへ働きかけっていう部分もちろん必要だろうと思うんですけども、その部分はどうか考えられていらっしゃるのかなっていうことをまずお伺いしたいと思います。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

まず自主防災組織の、現在どれだけ入っていただいているかについてですけども、75地区の中の60地区に入っていただいてまして、全体でいうと80%という形になっているところでございます。

今回の自主防災組織と連携した幅広い年齢層が参加しやすい防災訓練ということですけど、今回購入する中には、水消火器等も購入をするようにしておりまして、その中で消火体験等をしていただいたりですとか、自主防災組織という意味合いではございませんけれども、今回はハッピーを購入しましてキッズ消防団員ということで、子供たちに消防団員の活動を身近に感じてもらい、イメージアップや将来の消防団員の確保につながるような取組も併せて行っているところでございます。

また、自主防災組織とは出前講座等を通じまして、様々な連携等も併せて進めているところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

自主防災組織と連携するっていうような、出前講座とかでされるってことですけど、結構大きなイベントをするのももちろん市民の皆さんに周知をする部分で重要だなとは思ってるんですけども、自主防災組織、今組織してもらってるっていう部分だけ、だけって言ったら失礼になるんですけど、なかなか主要な活動って何をやっていいのか、要は自治会さんで組んでいただいているのが自主防災組織になりますので、そこへ積極的にアピールでその町区さんが加盟されてる消防団の皆さんとかと一緒に町区ごとにやっていくっていう、出前講座っていうよりも一緒にやっていくっていうのが結構重要じゃないかなって思うんで、その部分は、せっかくなんで考えていただければなと思うんですけど。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

先ほど池田議員からお話がありましたように、地区と消防団員の関わり合いというのは重要だと思っております。

地区にも様々な課題がありますので、消防団と地区の方でお話をする場とか、そういうところを今後設けていって、地区の中でどういうことが必要なのか、そういうのを話し合っ

より密な関係性をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

よろしくお願いします。

それとすいません、これは議案の中になるのか分かんないですけど、いろんな備品購入、今回されると思うんですけど、佐賀市とか全国でよくあってる、外に置くホースとかの盗難とかが同じ県内とかでもあってると思うんですけど。そういう部分の対策っていうか、鳥栖市として近隣でもそういう盗難事件とかが頻発というか結構あってる中で、何か考えていらっしゃるかなと思って。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

県内で盗難等のお話がありますので、先日も消防団の各分団まで合わせて話をする場を設けております。

そのような中で、そういう資材関係の管理について十分徹底するような、そういう話をさせていただいたところでございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **永江ゆき委員**

同じところですけど、女性や中高年齢層の団員でも比較的扱いやすい消火機材を導入されるということですけど。

女性って全体のどれぐらいいらっしゃるんですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

現在、女性については13名入っていただいているところでございます。

今回、女性や中高年層の団員が比較的使いやすい消火機材ということで、ホースについてもやはり重いホースが多くて、その分についても今回軽いホースを購入するようにしてます。

また、ガンタイプノズルについても扱いやすいと、そういう形の分も購入する形で考えているところでございます。

#### **永江ゆき委員**

今はないってことですよね、この軽くて短い物は。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

そうですね。現在、やはり少し重いものが多いので、そういうところも改善していきたいというふうに考えております。

#### **永江ゆき委員**

例えば、その練習っていうか、そういうのを定期的にされると思うんですけど。そういった場合に不自由な感じがやっぱりあったんですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長**

練習のときに、なかなか女性の方が持つというところまでは実際に至っておりませんでして、基本的に広報等を中心に女性の方にも関わっていただいているんですけども、今後を考えたときにやはり消防団員について、女性消防団員の役割というのは重要だと思っております。そのような中で各消防団員と話をする中で、今回の購入をしたいということで予算を計上させていただいてるところでございます。

**永江ゆき委員**

分かりました。

やっぱり練習とか、やらないと実践でできないと思うので、ぜひよろしくお願いします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

同じく消防団の力向上モデル事業で、先ほど言われた口径の小さい消防ホースとか、これどれくらい導入をされるとか、各分団とかに同じぐらいの量というか数を入れられるんですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長**

今回の50ミリホースにつきましては、数量でいいますと10個を購入することといたしております。

**松隈清之委員**

このガンタイプノズルって、この口径の小さいホースにしか合わないってということですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長**

今回の分については、この口径に合う分で購入するようにしておるところでございます。

**松隈清之委員**

実際、どれくらい消防団が出動して、ホースで活動してるか分からないんですけど。今のホースは重たくてもう持てんとか、やれんっていう声が多くてこれを導入されてるのか。

何でかっていうと、どうしたって口径が小さいってことは、それだけ吐出量減るじゃないですか。だから消火力って絶対落ちるわけですね。時間で比べると。

だから、今のホースだと、もう無理だっていうことで入れられてるんだったらいいと思うんですけど、みんな全然、今のやつでも行けますよって言うのに将来的にってことで入れられるのかどうか分かんないんですけど、何でこれを入れられるのか。

#### 緒方守総務部次長兼総務課長

今回の導入につきましては、女性や中高年層の団員でも比較的扱いやすいということで、消防団員につきましても、ここ５年ぐらいで年齢層が2.5歳ぐらい上がっている状況であります。

今回、消防をこれからしていく中で年齢層が上がっていても対応しやすいような、そういうところも含めて考えて導入をしているところでございます。

#### 松隈清之委員

今そういう声が多いというわけではないってことですか。今後のために導入してるってことですか。

#### 緒方守総務部次長兼総務課長

２年ほど前に条例改正をさせていただきましたけれども、ここ数年で大体１年に１万人ぐらい、全国的に消防団員が減っていったような状況でございます。

そのような中で鳥栖市におきましても、市外から鳥栖市に勤めてある方について、消防団に入っていたり、あるいは年齢の上限を緩和したりとか、そういう形で消防団員等の確保にも努めているところですが、先ほどお話しさせていただきましたように、ここ５年間ぐらいで年齢層も上がってきてるところもあります。

より活動がしやすいような体制づくりも、今後については併せて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

何となく今後のためにみたいな感じだと思うんですけど、当然、小口径のホースって、根元のポンプ車の口径って決まっていますよね。そこは一緒に、先になって細くなるような感じですか。

それとも根元にジョイントかまして、小口径のホースつなぐような感じですか。

#### 前田良介総務課防災係長

今回導入する口径の細いほうのホースにつきましては、ポンプ車のところからジョイントをかませて接続するような形になっております。

#### 松隈清之委員

分かりました。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕



資料はタブレットに送信いたします。

それでは、議案外ではございますが、基金の運用、国債証券等の購入についてご報告させていただきます。なお、報告は配付しております議案外資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。議案外参考資料2ページをお願いいたします。

現在、適宜、大口定期預金として市中銀行等に預託をしております、議案外参考資料の下段に参考として記載しておりますが、利率と利子額とも国債と比較いたしましても低いものとなっております、条例の趣旨に沿うよう基金により国債等の諸債券の購入の再開を予定しております。

以上、御報告といたします。

先ほど、出納室長が説明した理由に加えまして、国債等債券の購入を進めることにより、自主財源の確保も図ってまいりたいと考えております。

- 45 -

以上で説明を終わらせていただきます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、委員のほうから確認したいことがありましたらお受けしたいと思います。

**江副康成委員**

今回、国債等の債券の購入という形で、これ基金残高という形であっておりますけれども、今回、この金額35億円。例えば、公共施設整備基金が35億円。

ちょうど洗い替えじゃないですけれども、こういった形で今回購入されて、実際されようとするのか、あるいは、何年ものでされようとするのか、その辺りを教えてもらえんかな。

**古賀庸介財政課長**

先ほど申し上げましたが、こういった基金を使う事業の進捗と財政状況、そういったものを見ながら、これから決定をしていきたいと思っておりますが、例えば、公共施設整備基金について、例えば、10億円購入するとすれば、1年間での利子が800万円、10年間で8,000万円で、半分かうちの20億円を購入するとすれば、1年間で1,600万円、10年間で1億6,000万円。都市開発基金についても、基金残高の半分ぐらいの6億円購入するとすれば、1年間で360万円、5年間で1,800万円。

九州新幹線減温水被害対策基金につきましても、例えば、2億円購入するとすれば、1年間で160万円、10年間で1,600万円となる予定となっておりますので、こういったことも考え、先ほども言いましたように、財政状況とか、景気動向、利率、事業の進捗等、総合的に勘案して決定してまいりたいと考えております。

以上です。

**江副康成委員**

例えば、イメージ的にいうと上下水道とか、ああいうところは、こういった形で資金調達してるかってやつが、一覧表があるじゃないですか。

ああいうイメージがあって、この場合、例えば、現在で一本で持ってるのか、あるいは、長短いろいろあるやつが複合的に重なってこうなってるのか、その辺りは現状どうなってるんですか。

**山津和也会計管理者兼出納室長**

基金の保管の方法ということでよろしいでしょうか。

**江副康成委員**

保管っていうか、何を買ってるかということです。何を持ってるかということです。

**山津和也会計管理者兼出納室長**

今は、国債等を購入はしておりません。

#### 江副康成委員

それであれば、例えば、満期まで所有すれば元本割れのない国債というのはよく分かるんです。今ちょうど、金利が国債を購入するのを減らすとか、あるいは、金利を少し上げていくとか、あんまり債権的には長く持っていては債権自体が値崩れを起こすとか、いろいろあったりするじゃないですか。

そういったところで、その辺りはどういうふうな形、今の中にそれを含めて考慮することですか。

#### 山津和也会計管理者兼出納室長

購入いたします国債、地方債等については、購入した年限まで満期まで保有すれば、江副委員おっしゃったとおり額面の金額は返却されるようになっております。利率についても購入時に決定している率から変動はありませんので、満期前日に中途売買した場合、債権の購入価格を下回るリスクがあるため、原則満期まで保有すると。いつまで運用できるか、いくら運用できるかを見極めてその範囲内で運用を行いたいと考えております。

#### 江副康成委員

当面にこのお金持っていて使う予定がないから、国債とか購入して、少しでも利率がいい、保管するということでしょうけれども、結局、何年になるかは、基本的に何に使う予定が、どこにあるかというところをある程度はつきりしないと、どういう運用したのが一番望ましいかとかなかなか分かんない部分あるじゃないですか。

その辺りの情報とかは、運用する段階において、何か知り得る、庁内の事情を集めて、何らかの形でこういう根拠だから、何年物の。例えば、国債を買うとか、定期にするとか、そういったところは、一応踏んでからやられるわけですか。

#### 古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

庁内での情報の共有ということで、それにつきまして所管は都市開発基金とか、例えば駅周辺整備課というふうになります。

公共施設については財政課ということで、九州新幹線は国道・交通政策課になりますが、その辺りについての情報共有については、基金は担当課所管になりますが、取りまとめとしては出納室のほうで運用の取りまとめをいたします。

財政課のほうも予算の進捗等を把握しておりますので、そこは、財政課、出納室それから、各課、協議をしながらその情報共有というのを図ってまいりたいというふうに考えてます。

#### 江副康成委員

一般質問でも、市長が10万人都市を目指していると。それに対してどういう施策を打っていくのかという、一つの大きな皆さんの期待というか、流れあったじゃないですか。

そうすると、どちらかというと積極財政というか、基本的に必要なところには必要なお金を充てていくというのが一つあると思うんです。

山口知事が、この間の70周年のところでも鳥栖市って非常に財政力が豊かで実質公債負担比率も非常に低いというか、非常に健全やなど。

裏を返せば、非常に慎重に事を進めて、やってるということになるわけですね。

だからどこかで結局、やっぱり使うときに当然出てくるんだと思うし。今、昔の時のような鳥栖スタジアムへ一遍に100億円もどんというようなわけでもなくて。いろんなところの各施策に基づいて、お金を用意せんといかんというようなところで、そういったところも含めてよく考えられて、どういったところのやつを、短い長い、いろんなところを幾ら用意するということのをぜひ用意していただきたいなと思うんですけれども。

#### **古賀庸介財政課長**

江副議員の御質問にお答えします。

基金の活用については、必要な部分については、適宜取崩しなどをして活用してまいりたいというふうに考えております。

あと、事業の進捗を見ながらというところで、都市開発基金について、例えば、駅関係の検討会のほうでも議論がっておりますが、大卒の事業費等が出たり、事業の大体の事業実施開始時期も出ておりますが、そういったところを見ながら、例えば、都市開発基金であれば公共施設とか10年間でもいいけれども、都市開発基金には5年間とか、例えば、そういった形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### **江副康成委員**

以前、財政課のほうで中長期財政計画みたいなやつがあったような気がするんですよ。今もあるかどうか分かりませんが。

そういったところのやつで、計画的にぜひ資金の手当てをしながら、事業を進められるようによろしく願いいたします。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **尼寺省悟委員**

せっかく江副さんが言うたもんで、私も。

今、国債については、手持ちがないと言われたろ。国債については今からだと。こんなに

一般の銀行預金に比べて有利なのに、何で今までせんやったのか。

急にやりよるとしか思えんけど、何か理由があると。

#### 山津和也出納室長

過去、国債の購入を行った事例はございますけれども、その後金利が低かったために購入を控えておりました。現在は、国債の金利が上昇し始めており、金利が最高の時に購入することが最も得ではあると思いますけれども、その時期を見極めることは難しく、時機を逸すると金利が下がってしまうということも考えられるため、専門家の意見を聞きながら購入時期を決めていきたいと思います。

#### 松隈清之委員

基金をこの3つにした理由って何かあるんですか。

#### 古賀庸介財政課長

繰り返しの部分にもなるかもしれませんが、公共施設整備基金については、今後も公共施設の整備、改修が継続する、特に、小中学校の大規模改造事業につきましては、今のところ老朽化分については国庫補助金というのがございません。

それとか、市債についても以前ほどの有利な起債ではなくなっているというところで、基金を取り崩す機会というのも多々ございますので、公共施設整備基金については、財源を確保していく必要がある。

それから、都市開発整備基金につきましても先ほど、検討会とかの状況が見えてきたということですが、そういった鳥栖駅周辺整備事業への備えということ。

九州新幹線減濁水被害対策基金については、基金の原資を、以前、九州新幹線整備の時に鉄道運輸機構のほうから頂いておりまして、それが基金を取り崩していきますと、だんだん目減りしていくと。

ただ、その中で、減濁水施設のポンプとか電気設備とかございまして、そういうもののオーバーホールであったり、電気設備の更新とか、そういったものっていうのがございますので、恒久的な財源を確保したいというところで、まずは3つの基金について運用を再開したいというふうに考えた次第でございます。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

そうだと思うんです。ただ、何で3つかっていうのは、何で3つだけなのかっていう意味なんです。

要は、例えば、財政調整基金にしても、減債基金にしても、ここ何年物かによるけれども、流動性を持たせるために、例えば、5年物とかにしたって、5年以内に30億円一気に使うこ

とがありますかって、多分現実的になんていいますよね。

だったらそのうちの15億円とか20億円とか、国債買ってでもいいと思うわけですよ。また、割と短期でスパンの短いようなやつは。

だから、なぜこの3基金だけにしてんのかなっていう。仮にそれが2年物——2年物ってあったって。ないよね。3年、5年か。仮に3年でもいいですけど、3年物だとしても当面3年間は使う予定がないっていう見込みがある程度立つのであれば、そこでも多少マージンを見るところでも、積極的に運用したほうがいいってことなんじゃないですか。

ここでいうところの「その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」ということであれば、この3基金以外でも、何年物で、国債を運用するか別だけれども、その年限に応じて柔軟にほかの基金も運用できると思うんですけど。

#### 古賀庸介財政課長

松隈委員の御質問にお答えします。

例を言いますと、財政調整基金、減債基金、基金の残高が大きい基金でございますけれども、こういったものにつきましては、去年までの決算で申しますと、新庁舎の整備であったり、あと新産業集積エリアの関係であったりということで、一時的に事業費が大きくなっておりまして、そういったものに、一時運用として資金がショートしますので、年度途中でですね。補助金とか来る前、市債が来る前に資金がショートしますので、そういったところで、過去で言いますと30億円とかそういった一時的な基金からの運用をしておりますので、そういったものに財政調整基金とか、減債基金っていうのは備えておく必要があるかなということで、今後はもちろんそういった状況を見ながら、松隈委員が言われたような運用も検討していきたいと思いますが、今年の運用についてはそういったところを考慮して、まずは3基金から開始したいというふうに検討している次第でございます。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

もちろん事業の種類にもよると思うんですけど。

例えば、一時的にでも——一時的にやっつて大体割とすぐ返せるやつなんです。

財調から持ってくるようなお金っていうのは。

そのときの借入れ利息とかにもよるんですけどね、どっちが得かというだけの話だと思うんですよ。

一借りで市中銀行から調達して返すときの利息と、5年とか持ってたときの利息が、どっちがどれくらいの期間借りてるかにもよるんですけど。だから、別にこれに取りあえず3つっていうよりは、よりリスクな運用の仕方とかする必要はないんですけど、別に3基金に限ら



では執行部の説明を求めます。

#### **吉田忠典市民環境部長**

審査の前に一言御挨拶を申し上げます。

本議会には市民環境部関連の議案として甲議案1本、乙議案1本をそれぞれ提出しております。

予算議案につきましては、歳入では地域環境整備基金繰入金及びコミュニティ助成の内示に伴う雑入を、歳出は定額減税調整給付金の給付に関連する経費をはじめ、コミュニティ助成金や自治公民館建設等補助金、ごみ処理施設周辺活性化交付金を計上補正しております。

また現行の医療被保険者証の廃止に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議案も提出をしております。

詳細につきましては、担当課長のほうからそれぞれ申し上げますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

ただいま議案となっております議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号)中、当市民環境部関係分につきまして、総務常任委員会資料に基づき御説明をいたします。

委員会資料、補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行います広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図るため、鳥栖市地域環境整備基金から繰入れを行うものでございます。

詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

#### **原市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業に今回、幡崎町及び村田町のコミュニティ活動に要する備品等の整備事業が助成の決定を受けましたので、助成金500万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ事業助成補助金500万円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、幡崎町及び村田町におきまして、コミュニティ活動に使用する備品等の整備を行うものでございます。

幡崎町につきましては、幡崎町公民館の老朽化の著しい空調設備の更新を行うものでございます。

村田町につきましては、屋外放送設備の整備を行い、緊急連絡の伝達を図るものでございます。

次に、自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づきまして、江島町が行います、江島町公民館の改修工事に対しまして、補助金30万円を交付するものでございます。

ここで資料の4ページを御覧ください。

江島町公民館の改修工事内容につきましては、公民館の大広間の畳を撤去し、フローリングへ改修を行うものでございます。

以上です。

#### **佐々木利博税務課長**

ページ戻りまして、3ページをお願いします。

目15定額減税調整給付金給付費につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として実施される定額減税を十分に受けられないと見込まれる方への不足額を給付するものでございます。

節1報酬から節4共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費や職員の時間外勤務手当となっています。

節10需用費につきましては、書類の送付や返信用封筒の印刷製本費等となっております。

次に、節11役務費につきましては、確認書の送付や返信用の郵便等の通信運搬費や給付支援サービスの手数料や口座振替手数料等でございます。

節12委託料につきましては、調整給付金算定のためのシステム改修費や調整給付金受付審査等の業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、給付金として給付する定額減税調整給付金を計上いたしております。

5ページをお願いします。

主要施策で説明させていただきます。

目的は、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方へ不足額を調整給付金として給付するものです。

対象者は、定額減税可能額が令和6年分所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方です。

手続は、8月1日に市が送付する確認申請書に必要事項を記入し、9月30日までに返送、

または、マイナンバーカードを利用したオンラインによる申請となります。

定額減税調整給付金額は、6億5,000万円、対象者を1万5,000人と見込んでおります。次のページに定額減税と調整給付についての例を示しております。

定額減税は、合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者について、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき住民税1万円、所得税3万円を減額するものでございます。

例として、納税義務者が配偶者と子供2人を扶養していた場合には、住民税で4万円、所得税で12万円の減額となります。①の表を御覧ください。

住民税の年間税額、所得割額が10万円で推計所得税額が15万円の場合、定額減税が住民税4万円と所得税12万円ですので、控除不足は発生しないので調整給付金は発生いたしません。

次に②の表は、住民税の年間所得割額が3万5,000円、推計所得税額が4万1,000円の場合は、定額減税が住民税4万円と所得税12万円ですので、納付税額はゼロとなり控除不足が住民税で5,000円、所得税で7万9,000円となり、合わせて8万4,000円となりますが、1万円未満を切り上げることとなっておりますので、9万円が調整給付金として給付されることになります。③の表を御覧ください。

住民税の所得割額も推計所得税額もない場合は、定額減税の対象となりませんので、調整給付金も発生いたしません。

以上、税務課の説明となります。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

資料3ページにお戻りください。

一番下になります。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、資料7ページの主要事項説明書をお願いいたします。

ごみ処理施設周辺活性化交付金に伴う分でございます。

歳出で御説明いたしましたように、佐賀県東部環境施設組合が行います広域ごみ処理施設整備事業に伴い、ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図ることを目的に鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金を交付することとしておりますけれども、次期リサイクル施設の所在する自治会であります立石町が行う樹木の伐採に関して交付金を交付するものでございます。

立石町管理地の高木が強風による倒木の危険性及び枝伸びによる周辺民家への被害が発生しておりまして、早急に対応する必要があることから立石町として伐採するものでございます。

以上でございます。

## 有馬秀雄市民課長

8 ページをお願いいたします。

報告第 3 号繰越明許費のうち、市民課分について御報告いたします。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍情報システム改修事業452万1,000円及び住民基本台帳システム等改修事業1,307万9,000円につきましては、戸籍法等の一部改正に伴うものでございます。

繰越しの理由といたしましては、全国一斉に行われるシステム改修のため調整等に日数を要したためでございます。

市民課分については、以上でございます。

## 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

その下、款 4 衛生費、項 3 清掃費、このうち上段の旧ごみ焼却施設解体等調査設計事業につきましては、旧ごみ焼却施設を解体し跡地整備の基本設計及び発注仕様書の作成に要する分でございますが、業務完了に 1 年程度を要し、年度内の完了が困難なためということで、令和 5 年 6 月定例会で議決いただいております委託料のうち、1,496万円を令和 6 年度に繰越しをしております。

それから、下段の次期リサイクル施設整備事業につきましては、次期リサイクル施設整備事業の防災対策工事の実施に 9 か月程度要するということで、年度内の完了が困難ということで、令和 5 年 9 月に議決いただいた工事請負費、このうち5,446万3,000円を翌年度に繰越しをしているものでございます。

以上で議案乙第17号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）について、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

## 池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2 点あるんですけど、1 個ずつ聞いていきたいと思います。

まず、3 ページの定額減税調整給付金給付費ですけれども、ここは会計年度任用職員さんの報酬等になってると思います。

これは、財政調整基金の給付事業をするに当たって、新たに会計年度任用職員さんを雇用されるってことになるのかどうか、まずお答えよろしいですか。

## 佐々木利博税務課長

定額給付金の給付のために、会計年度任用職員を1人入れることを予定しております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。1人入れるってことですね。1人分なんですね。

5ページのところの定額減税調整給付金給付事業。ここでは、事務費として給付金業務委託を3,058万円で委託をされるんです。

ということは、業務自体は委託で外に出されるっていうことになると思うんですけど、まず、委託をどこに出すつもりっていうか、どういう感じの委託をされるのかと、新たに入れた1名の方とこの委託とどう連携になるのか教えてもらっていいですか。

**佐々木利博税務課長**

まず、委託の業務といたしましては、受付業務及び確認書の返送で戻ってきたものの確認と口座の入力を行っていただくのが、委託料1,700万円の中の委託業務で業者委託をするという形を考えております。

会計年度任用職員さんにつきましては、税務課での電話対応とかそういうことで予定をしております。

**池田利幸委員**

主要事項説明書の事務費の3,058万円のうちの約1,700万円が委託、残りの1,300万円ぐらいは、何になるんですか。

**佐々木利博税務課長**

予算書3ページのほうに上げております。

定額減税調整給付金給付費、この総額が6億8,058万円になっております。この中から、給付金額の6億5,000万円を引いた残り3,058万円。

この3,058万円をこちらで予算要求しております事務費、郵送、印刷製本費等の経費となっております。

以上です。

**池田利幸委員**

今回、基本的には毎回あってる2階のフロアのところに一室設けられてやるとかいう感じではなく、外部委託で郵送だったり、連絡っていう部分を完全に外で委託されてやるっていう形になるんですか。

**佐々木利博税務課長**

今、地域福祉課のほうがやっております窓口と同じように、市役所内に同じように窓口を設置して業務を行うという形になります。

**池田利幸委員**

頑張ってください。

次に行きます。8ページですけれども、款4の衛生費のほうですけど、これって繰入れの金額が両方とも、その隣の普通の金額と繰越し金額で両方違うんです。

普通のパターンだったら一緒の金額が動いたりすることも多いかなと思うんですけど、これ繰越額はもう事業でこの金額で確定してるっていうふうに理解していいんですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

予算議決いただいたときに、もうその時点で工期が年度またがることが予見されたので、一定繰越しというふうなことでお話をさせていただきましたけれども、一部年度内に業務が終わったものがありましたので、その残り分を令和6年度分に繰越したものでございます。

下の次期リサイクル施設整備事業につきましては、まだ工期が残っておりまして、まだ終わっておりませんので額の確定というものは今後なってくると思います。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ということはもう基本的に左の金額のほうは、予算計上していた金額で、事業はやって残りの部分を繰り越しますっていう理解でいいってことですよね。

分かりました。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **永江ゆき委員**

先ほどの池田委員のところと一緒にですけど、定額減税と調整給付金の件です。

委託にされるっていうことですけど、人員配置とか業務分担っていうところを少し詳しく教えてください。

#### **横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長**

委託の人員配置等につきましては、受付窓口業務、コールセンター業務、口座情報の入力業務と考えております。人員につきましては、ピーク時に12名ほど、それから改正期にピーク時が当たるとおられますので、そこで最大12名ほど。それから、状況を見ながら人員を…、人員につきましては、ピーク時で12名ほど、ピーク時を外したところで8名ほどという配置で考えております。

以上です。

#### **永江ゆき委員**

私、何人かから聞かれたんですけど、内容が自分がもらえるのかどうかっていうところでちょっと難しい、説明が簡単ではなかったんです。説明する上で意外と問合せが多いんじゃない

ないかな。

理解ができないっていうか、低所得者の給付と違って、その家庭、家庭で違うじゃないですか。その辺がもしかしたらすごい問合せが多いんじゃないかなって思ったんです。会計年度任用職員の方1名で対応ができるのかどうかっていうのが、どうなのかなって思うんですけど。どのように考えられますか。

**佐々木利博税務課長**

会計年度任用職員で全てを賄おうとは思っておりません。

市民税系のほうが、特に税務給付の算定をやっておりますので、そちらのほうで所得とか、本人さんがどれだけ税金を納めたのかっていうのも分かります。

所得が分かるのは市民税係ですので、そちらのほうで細かな内容については対応する予定です。

**永江ゆき委員**

そうなると、結構負担がかかるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

**佐々木利博税務課長**

業務的にはこの業務自体が負担増となっております。

今後もなと思います。

**永江ゆき委員**

増ですよ。

この1名っていうのは、無理があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

会計年度任用職員さん1名っていうのは。

**佐々木利博税務課長**

問合せの期間というのが、2か月間ぐらいになると思うんですよ。

受付を9月末までと考えておりますので、そこで新たに会計さんを入れたとしてもその詳細な住民税の課税内容だとか、そういうのはどうしてもやはり職員でなければ回答できないところもございますので、会計さんとしてはあくまでもその入り口での振り分け。そういう形になるかと考えております。

**永江ゆき委員**

それと場所を2階の踊り場って言われたんですけど、低所得者の方の給付も多分一緒になると思うんですけど。

**佐々木利博税務課長**

市民の方に対しては受付窓口が分かれるっていうのは難しいので、受付窓口の場所として

は1つで同じ位置に置きたいと考えております。

**永江ゆき委員**

委託先っていうのは一緒のところっていうことですか。

**佐々木利博税務課長**

委託先についてはまだ今後の検討になっておりますので、今のところどうなるかっていうのは、まだ分からないところでございます。

**永江ゆき委員**

やっぱり通常の業務とこういう別の業務が2つになると、どうしても職員さんの負担が大きくなると思うんです。なのでその辺を考えないと、対応していただかないとやっぱり無理が出てくると思うんです。

なのでぜひ、何かいい案を。

これじゃあ体調的にも健康的にも、心身の健康によろしくないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**佐々木利博税務課長**

職員には大分負担にはなるかと思いますが、鋭意、頑張っていきたいと思います。

**永江ゆき委員**

その辺現場の声はどんなでしょうか。

**吉田忠典市民環境部長**

もちろん、業務については通常の業務よりはるかに別の業務が増えるということもございまして、職員には負担がかかるという形が当然なってきます。

しかしながら、これは全国的に一斉にやる事業でございますので、役所がやらなければならないというふうなところではございますので、そこは私たちのほうもできるだけ職員の負担にならないように、知恵を絞りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

もちろん業務量が増えますので、できるだけそこは知恵を絞りながら、職員に負担がかからないようにしていきたいと考えております。

以上です。

**永江ゆき委員**

本当にその辺、結局はやめていったりとか病気したりとか、そういうことにつながっていきますので、ぜひその辺はよろしくお願いします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**池田利幸委員**

定額減税の調整で国からシステムか何か来てるんですか。

これ1個1個、皆さんが計算するってなったら、大変な苦勞もある上にどうしても人為的なものだったらミスも出る可能性あるんですけど。

計算のやり方はどういうふうに国から指示が来てるんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

調整給付金の計算及び令和6年度分の所得税の推計計算というのは、ツールがございまして国のほうからツールが提供されています。

そこにうちの税のデータを載せて国のほうに送れば、計算されたものが結果として給付金額が返ってくるということになります。

あと給付システムって言われる部分で、マイナンバーカードを使った給付システムとか、銀行振込のようなデータをつくるものについても、国のほうがつくったものがございしますので、そちらを今回は利用させていただこうかと考えております。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

定額給付金の件ですが、対象者が1万5,000人なんですね。

一応期限が9月30日（予定）というふうになってまして、こういった給付金というのは申請して給付していただくという形になりますよね。9月30日まで。

こういった給付金なので申請漏れは少ないだろうと思うんですが、仮にそういった方がいた場合は、救済等何か方法があったりしますか。

この予定というところで、何かそういった方を拾い上げるようなこととかがあっていうのはできるんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

締切りがございしますので、それを遅れると救済っていうのはなかなか難しいかと思っております。

#### **伊藤克也委員**

分かりました。

一応（予定）になっていたので、何か方法があるのかなと勝手に思って質問させていただきました。

#### **松隈清之委員**

同じく定額減税給付金ですけど、正直いまいち理解できてないところがありまして。

住民税は基本的にもう令和6年度って確定してるじゃないですか。

これからどれだけ減税されるかって把握ができると思うんですよ。

でも所得税って先ほど言われたように、令和5年分じゃないですか。計算するのって。

例えば、令和5年度から令和6年度に所得が結構上がったりとすると、源泉徴収の過程で減税することになるじゃないですか、事業者のほうは。

でも、こっちはこっちで、令和5年の所得推計から控除しきれないということで給付金出すケースとかってあると。そういうことってありえるんですか。

こっちは減税されてもこっちは給付金をもらうみたいなケースって出てこないですか。

#### 佐々木利博税務課長

住民税の場合は、確定した金額で控除しておりますけれども、所得税の場合は、住民税課税の基になってる令和5年度の所得から推計所得税額というのを出してやっておりますので、実際、令和6年度分で減税できる方もいらっしゃいますし、できない方も逆に5年度は所得があったけれども、令和6年度所得なくってという方もいらっしゃいます。

最終的にこの定額減税の分については、所得税については、令和6年度分が確定した時点で再度調整するというふうになっておりまして、給付不足分については追加給付を行う、給付し過ぎていた分については、返却を求めないっていうふうな形になってます。

以上です。

#### 松隈清之委員

そうなってるので伊藤委員が言われたように、自分が対象になってるかよく分からんけれども、結果終わってみたら、しきれなかったってなったら、何らか申請する手段があるってことですか。それとも、控除しきれなかった分は、勝手に給付されるんですか。申請しなくても。

さっき言った不足分は、追加で給付しないといけないようになってるじゃないですか。

あげすぎた分は返してって言わないけれども。

少なくとも、減税し切れなかった分を給付するってことになってるんで、それってさっき言われたその期日までに、逆に分からないケースもあると思うわけですよ、自分が対象になるかどうか。

それって、確定申告で確定した時点で、減税し切れなかった分というのは、本人が申請して給付してもらうような形になるんですか。流れとして。

#### 佐々木利博税務課長

追加給付はするっていうふうになっておりますけれども、そのやり方というのは全くうちのほうに下りてきてませんし、決まってないような状態みたいなので、確定申告で差額が出れば、追加給付する分については、通知を渡す形にはなるかと思っております。

#### 松隈清之委員

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございますか。

**江副康成委員**

同じところですけども。

先ほどから、自分が給付対象かどうかというのが非常に心配だというのはそうだと思うんですけども、この8月1日に申請書を送付するじゃないですか。そのときに課長が言われたように、ツールで所得情報とかいろいろ計算して、対象者には基本的には申請してくださいねというような書類が行くんだと思うんですが、行かないんですか。

**佐々木利博税務課長**

今回の給付金については、定額減税調整給付金該当者については通知を送る形になってます。

それを基に申請してもらうという形です。

**江副康成委員**

いろいろ書類があって、なかなか何の書類か分からない。

例えば、うちは親の介護みたいな感じでやってますけど、いっぱい来るんですけど。

これ、せつかく来ても、定額減税調整給付金が一目で分かるような、何かそういうような分かりやすい書類で来るんですか。

**佐々木利博税務課長**

封筒は、色が変わったものを使おうかと思っておりますし、内容物の中には、あなたの給付金が幾らになりますと所得税が計算上幾ら、扶養が幾ら、何人とかいうふうな形で差額額が分かるような内容の分を送る予定にはしております。

**江副康成委員**

併せて、市報とかあるから、こういったやつが送られた方には、給付を必ずしてくださいという形の広報でもされる予定だと思うんですけど、ぜひそういう形で周知していただきたいなと思いました。

以上です。

**永江ゆき委員**

地域環境整備基金のことですけど、これは1市3町の11億5,000万円のことですよ。

**中村直人委員長**

永江委員、もう一度お願いします。

**永江ゆき委員**

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

その分で今回、立石町のほうに交付するものでございます。

永江ゆき委員

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

以上でございます。

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

市民環境部

中村直人委員長

資料はタブレットに送信いたします。

では執行部の説明を求めます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼年金保険課長**

ただいま議題となりました、議案甲第19号佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

甲議案説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の提案理由につきましては、後期広域連合規約の改正手続は、地方自治法第291条の3第1項及び291条の11の規定に基づき、構成市町の議会の議決を経た上で佐賀県知事の許可を得る必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正の施行により、本年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止され、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが基本となり、マイナ保険証の保有の有無に応じて、被保険者の資格情報を確認できる資格確認書、もしくは資格情報のお知らせのいずれかを書面で交付する新たな事務が発生することになっております。

現行規約では、広域連合の処理する事務として、資格確認書並びに資格情報のお知らせに関する事務についての定めがないため、下記のとおり、別表第1中、被保険者証及び資格証明書が資格確認書等に改めるものでございます。

施行日は、本年12月2日となっております。

最後に表の下に、2点記載しておりますけれども、本年の12月2日以降、現行の被保険者証の廃止によりまして、75歳に到達した方や、他県から転入された方並びに被保険者証の再発行等については、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を交付し、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせを交付することとしております。

また本件、佐賀県後期高齢者医療広域連合においては、本年12月2日の開始時点で発行済みの被保険者証については、法改正の経過措置により、有効期限である来年、令和7年7月末まで引き続き使用できるようになっているところでございます。

以上、議案甲第19号についての説明といたします。

#### **中村直人委員長**

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

簡単なことですが、資格確認書等という形で変更されますよね。

上を見ると資格確認証と、資格情報のお知らせってあるんですけど、これ、等とは書いてますけど、資格確認書と資格情報のお知らせのことですよ。

違うんですか。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼年金保険課長

今、江副委員さんがおっしゃったとおりで、等が資格情報のお知らせを指しております。  
以上でございます。

江副康成委員

別々にこれでいいと思うんですけども。何で、等と書いてあるのかな。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼年金保険課長

改正法にそのままそのとおり書いてございますので、それを引用されてあると思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



報告（市民協働課、環境課、税務課）

ツァイツ市長訪問及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の概要について

鳥栖市と慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との「鳥栖市における脱炭素社会の実現に向けた取組に関する連携協定」について

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料についてはタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

原祥雄市民協働課長

それでは、総務常任委員会参考資料（議案外）に沿って御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、ツァイツ市長訪問及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の概要について御説明いたします。

市では、平成16年度から、ドイツ国ツァイツ市と子ども交流事業を行ってまいりました。

れども、令和6年度の子ども交流事業につきましては、ツァイツ市の学生のほか、クリスティアン・ティーメ市長も訪問されることとなりました。

ツァイツ市長の訪問は、平成27年10月以降、9年ぶりの訪問となっております。

ティーメ市長は、平成28年5月に市長に就任されておられますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今回が初めての訪問となっております。

今年度は、鳥栖市施行70周年の記念の年であるとともに、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業につきましても、20周年の記念の年となっております。

市といたしましては、昨年度、第3次鳥栖市国際交流多文化共生基本方針を策定してまいりましたけれども、ツァイツ市との友好交流をはじめ、国際化への対応と国際交流の推進を図り、国際性を育む地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の子ども交流事業の実施期間といたしましては、令和6年7月16日から7月29日までの14日間となっており、ツァイツ市の14歳から17歳の学生10人のほか、ツァイツ市の職員1名とティーメ市長が訪問され、市の関連施設等を訪問や見学を行うことといたしております。

以上、御報告と御説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼衛生処理場長**

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

鳥栖市と慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科との「鳥栖市における脱炭素社会の実現に向けた取組に関する連携協定」についてでございます。

去る5月30日木曜日でしたが、慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科と鳥栖市における脱炭素社会の実現に向けた取組に関する連携協定を締結いたしました。

この協定は、本市が昨年12月に行いましたゼロカーボンシティ宣言に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組を今後加速化させるために締結したものでございます。

同研究科では、昨年5月に佐賀県と佐賀県の持続可能な先進地域化に関する相互連携協定を締結されておりまして、佐賀県下全域を実証フィールドに脱炭素の取組を進めることとされ、本市においてもこれまで民間事業者による賃貸物件での太陽光発電設備設置による再生可能エネルギーの普及促進が進められてきたところでございます。

このような背景もありまして、本市では、佐賀県を通じて同研究科と様々な検討を重ねていく過程で、昨年12月にゼロカーボンシティ宣言を行っておりますけれども、その後、市民、事業者、行政が一体となった取組を検討していく中で、鳥栖市を実証フィールドに同研究科が持つ知見、実績、ネットワークを生かして、本市の地域性に合った取組を迅速に進めてい

くことが必要と考え、今回の協定締結となったところでございます。

協定の内容につきましては、資料の中で示します3ですね、協定内容にお示しします4つの取組項目につきまして今後、検討、実証をしていくこととしております。

以上でございます。

#### 佐々木利博税務課長

続きまして、4ページのほうをお願いします。

固定資産税、都市計画税の課税誤りについて御報告いたします。

既に御承知かと思いますが、先週の6月14日金曜日に、令和6年度の固定資産税の課税において誤りが発見されましたので、対象者への連絡と議員の皆様への報告や報道機関への公表を行っております。

内容といたしましては、固定資産税は3年に一度評価替えを行っておりますが、令和6年度がその年となっております。

5月中旬に課税状況について国への報告書を作成している際に、家屋の評価の基礎となる数値が変更されていない家屋が発見されたため、全家屋データの調査を行った結果、9棟分、8名分の家屋に誤りがあることが分かりました。

課税誤り、金額の総額で4万2,400円となっております。

原因は、一括で評価替えの計算処理を行った後に、これまでの自動入力を確認中に移動事由に誤りがあることを発見し、移動履歴を削除し再入力したことで、評価処理の履歴まで削除されたことによる、評価替え前の評価替え額に戻ってしまったもので、課税システム上での入力作業の誤り及び職員間での確認が不十分であったと考えております。

図のほうであります。例で示しますと、夫婦などAさんとBさんの共有名義物件で、今までAほかBとして通知していましたが、令和6年2月8日までに、Aさんの死亡等により、BほかAと入れ替えた場合に、異動事由を納税義務者変更として入力すべきところを、現所有者申告として入力しました。

その後、2月9日に委託業者により、評価替えの一括処理を行っております。

その後、10月10日以降に税務課にて登記等の異動の入力確認作業を行っている際に、異動事由を誤って入力していることが分かり、入力履歴を削除し、正しい入力を行いました。

しかし、異動履歴を削除することで、評価替えの一括処理をした後であったため、評価替えの履歴も削除され、本来であれば個別に評価替え、再計算を実行すべきところを行っていないかったため、課税誤りとなったものでございます。

今後の再発防止策として事務処理手順の職員間での確認を徹底するとともに、職員の知識、技術の向上及びチェック体制の強化を図ります。

今後、全期前納で納付されている方へは、差額分の還付を行い、その他の方は、2期以降で税額調整をすることとなります。

中村直人委員長

この際ですので委員から確認しておきたいことがありましたらお願いしたいと思います。

これは、実際にこの日付で起こったことなのか。これ下に例って書いてあるんですけど、

2月9日、業者委託の再計算というのがこの日でございます。2月8日までということ  
で、それ以前に入力があっている。また2月10日以降に確認入力をしているということが事  
実であります。

ということは、例の2月8日の入力日とか2月10日の入力日は別に、この日ではないって  
 ということですね、現実的には。

そのタイミングからするとこんな短期間にそういうことはないんだろうなと思って……

分かりました。結構です。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案外の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時56分休憩



午後 2 時 58 分開会

再開いたします。



## 陳情第 3 号陳情書

これより、陳情第3号陳情書を議題といたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金交付要綱は、佐賀県東部環境施設組合が実施する一般廃棄物処理施設の整備に伴い、ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺自治会への配慮及び地域活性化を目的として、鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金を交付することを定めたものであり、令和3年4月1日に施行いたしております。

この要綱により、ごみ焼却施設の立地する自治会及びその周辺自治会、リサイクル施設が立地する自治会の実施する事業を対象に、予算の範囲内で交付金を交付するものでございます。

この交付金は、鳥栖市補助金等交付規則及び鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金交付要綱に基づき交付をいたしますが、要綱に規定するごみ処理施設の立地する自治会とは、ごみ焼却施設及びリサイクル施設が立地する自治会、すなわち、真木町、立石町のことであります。

それから、周辺自治会につきましては、事業主体となる佐賀県東部環境施設組合が、県の条例に基づき実施した環境影響評価において、ごみ焼却施設から排出されるガスの最大着地濃度の出現地点が施設の西南西約720メートル地点となっていることから、この数値を参考に、周辺自治会の定義をごみ焼却施設敷地境からの距離が720メートルの範囲内に住宅が所在す

る自治会、すなわち、下野町、安楽寺町としているところでございます。

鳥栖市といたしましては、今後もこれら対象となります自治会の地域活性化、生活環境の保全及び増進に関する事業を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### **中村直人委員長**

ただいま陳情について執行部の考え方が示されました。

この陳情について委員の皆様方の御意見等を賜りたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

陳情の趣旨を見ると、第1条を下記のように変更を求めるということで、一般廃棄物処理施設の整備事業に伴い、その周辺自治会に対してと、こう書いてあるですね。

もともとの要綱には、ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺自治会ということで、要するに、立地する自治会がないわけですね。それを外してくれと。

ということにあるわけよね。この趣旨から見ると、そういうことですよ。

もう一回言おうか。そうでしょう。

第1条に対して、こういうふうな変更を求めるというんだから、その周辺自治会に対してということで、立地する自治会を外してあるわけよね。

だからそこがちょっと私も分からんところなんやけどね。

だから、そうなってくると、周辺立地自治会は外したのか、その周辺自治会の中に、立地自治会が入ってるというふうに解釈するのか、その辺が分からんところやけれども、その辺は執行部はどがんふうに考えている。

そこだけの違いなんでしょう。これは求めているのは。

#### **吉田市民環境部長**

私どもにとってこの主旨もよく分かりません。

先ほど、私たちのほうで説明した部分が私たちの考えであって、こちらの陳情書については私どものほうでは何とも言えないところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

分からんから聞いてるんですけど。

#### **中村直人委員長**

暫時休憩します。

**午後3時4分休憩**

午後 3 時 4 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

尼寺省悟委員

分からんならいいです。

中村直人委員長

ほかございませんか。

松隈清之委員

言われるように趣旨がどうなのかっていうのは、ちょっとまだ分かることはできませんが、今、執行部の考え方によると、周辺自治会として、安楽寺町、下野町については、今後そういう交付金を交付する、あるいは協定等を結んでいく考えがあるという考えを示されました。

ここの中の陳情書を見る限り、あさひ新町ってところが今の回答の中ではないっていうことですね。

だから陳情書の提出者においては、あさひ新町も周辺地域に含まれるという解釈なんだろうなと推測いたしますけれども。いずれにしても、どこを周辺地域にするかっていうことは鳥栖市の今の執行部の考え方としてはアセスを基にした範囲ということで示されましたので、それについて、今の段階で言うつもりはないんですけれども、少なくとも、立地自治会等、もともとの言葉どおり、変更するまでもなく立地自治会及び周辺自治会に対して、この交付をしていこうということなので、あまりこれを変更する意味が、意義があんまり見えないという気がいたします。

その立地自治会を交付対象から外すっていうことは恐らくナンセンスなので、多分そうではないというふうに解釈をするんですけれども、立地自治会と周辺自治会っていうこと、こういうことかもしれないですね。

立地してるからといって必ずしも周辺ではないという意味で、提案をされてるということかもしれないですね。

今回のケースでいくと真木町の場合は、立地はしてるんだけど、住宅はないと。

だから、その施設の周辺地域に含まれないということで、そこに対して交付する必要はないという趣旨で言われてるのかもしれないと推測はできますけれども。

ただ、いずれにしても、意図的に外してる理由がはっきり分からないので何とも言えない

ですけれども、私としては当然立地する自治会、あるいはその周辺自治会に対して交付していこうという考え方自体は、特に問題ないかと思ってます。

#### **永江ゆき委員**

ここに、今後は、周辺自治体である高田安楽寺自治会（82ページで「安楽寺自治会」に訂正）、下野町自治会、あさひ新町自治会へ鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金を交付すべきであるって書かれてありますけど、それを聞いてどう思われますか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

先ほど、考え方の中で申し上げましたように、周辺自治会の定義を定めておりますので、それに基づいて、今後、手続きを取りたいと思っております。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

次のページに、2番に、1市3町からの拠出されている基金の偏った支出っていうふうに書かれてますけど、これを聞かれてどう思われますか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

これまでの該当自治会の皆様と協議をしていく中で、地域振興策等について、協議、また、その上で議会にお諮りしながら支出をしてきておりますので、ここに書かれたようなことではなく、そういった検討協議の中で、合意の下で進めてきたという認識でおります。

以上でございます。

#### **中村直人委員長**

ほかありますか。

#### **森山林委員**

これはあくまで陳情ということでされておりますけれども、以前、この中で自治会出ておりますけれども、要望があったわけですね。

そういった場合に実際の距離が一つあったと思います。

その件についても検討していただくというような形ではしておりましたけれども、そのときは要望で来ておったわけですね。

例えば、あさひ新町とかからあったことに私もこれ、意見言いましたけれども、この件については検討をしておるっっちゃうことですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

繰り返しになってしまいますけれども、周辺自治会の定義の中で、アセスでの720メートルというところの周辺自治会ということでしておりますので、それで今、対象自治会のほうと協議を重ねております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**江副康成委員**

執行部への質問ですけど、この陳情書は同じ文面のやつは執行部に來てるんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

執行部宛てには來ておりませんので、今、議案資料として頂いたものの中から、準備をしてまいりました。

以上でございます。

**江副康成委員**

分かりました。

であれば、私はこの陳情を見て、感想みたいな感じ、意見といいますか、言わせていただきますと、陳情の趣旨というのははっきり僕も分かんないんですよ。

ただ、陳情の理由から見ると、基本的には周辺自治会に、あんまりきちんと使われてないんじゃないかということで、安楽寺町、下野町、あさひ新町へごみ処理周辺施設交付金を交付すべきであるという。

こういうところがこの陳情の趣旨なんだろうなというふうに思ってますね。

それを踏まえて言いますと、執行部のほうの、なかなか表に出てきてないけれども、先ほどの答弁、あるいはこの文面見ると、庁内的には、周辺自治会と要綱に基づいて、安楽寺、下野町を周辺自治会と一応定義されて、処理されてるということで、陳情に対しては、100%とは言わないけれども、そういう形で進められているんだなということが一つ確認できるということと、あと一つは周辺自治会が果たして、安楽寺町、下野町だけでいいのかというのは私の意見としてはございましてですね。

あそこのごみ焼却施設に隣接、周辺といったら、真木町やけど、下野も、周辺というか隣町やけれども、幸津町も隣町、安楽寺町も隣町かもしれないけど、そういうところで考えた場合に、今でこそ幸津町のところは新産業集積エリアということで住宅はなくなったけれども、もともと当時は、あそこに事業所兼住宅もあったことでもあるしですね。

私からすると周辺というのは幸津町も入ってくるのかなというのが今までの考えでもございます。

私の意見及び感想です。

**尼寺省悟委員**

最初に言ったように、私、この陳情の意味が分からんところもあったけれども、基本的に

そういった意味で、周辺自治会について、ここに書いてあるように、やっぱりあさひ新町とかそういうところに広げて、やるべき。それが一番言いたいところなんかなというふうに、ちょっと私は思った次第です。



そのように決しました。

また、諸般の事情で変更する場合については、委員長のほうに御一任をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

そのように決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会はこれにて散会いたします。

**午後 3 時25分散会**

令和 6 年 6 月 21 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

## 5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第18号九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の

課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第19号佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

2人

## 7 その他

なし



#### 中村直人委員長

これより総括を行います。一昨日の委員会の審査の折に、若干陳情審査の中で、一部間違った点などもあったようですので、訂正の申入れがっておりますのでそれを受けたいと思います。

#### 尼寺省悟委員

一つは、陳情の中で、私は、焼却施設、正確に言うと、排ガスの煙突のところから、周辺自治会が730メートルと言いましたけれども正確には720メートルというところですので、それはそのように訂正します。

それについて訂正させてください。

#### 永江ゆき委員

私もですけど陳情書のときに安楽寺自治会を、高田安楽寺自治会と申しました。

高田は訂正いたします。

#### 中村直人委員長

2人から訂正の申出がっております。

なお執行部のほうからも、答弁の間違いがあったようですので、訂正をお願いします。

#### 吉田忠典市民環境部長

先日の委員会での陳情に関する質疑の中で他の自治会からの要望はなかったのかという御質問がございました。

その質問に対して、あさひ新町から要望があった旨のお答えをしておりましたが、交付金対象の自治会以外の自治会からの要望がなかったのかというふうに理解したところで、お答えをしたところでございました。

ごみ焼却施設周辺の自治会からは、安楽寺町や下野町からも地域振興に関する御要望を頂いております。

以上、追加してお答えいたします。

#### 中村直人委員長

ありがとうございました。

以上のとおり訂正をしていきたいと思います。

それ以外に総括があればお願いしたいと思います。

#### 尼寺省悟委員

2点ほどですが、一つは、今回議案甲第19号で、後期高齢者広域規約の変更といったのが議題になっておりますが、私はこの件について特に質問はしなかったんですが、今回の後期規約の変更は、後期高齢者医療制度がこの間改悪されて、例えば、保険料が値上げされると

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

総括を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

これより、採決を行います。

~~~~~

中村直人委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~


鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

